

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたこと、また、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

令和2年度一般会計当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は、次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分）	91,400千円
【歳出】地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費	830,471千円

（単位：千円）

区分	事業名	事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国庫支出金	その他	うち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）	
社会福祉	老人福祉	61,925	971	8,023	52,931	40,000
	障害者福祉	257,049	179,219	0	77,830	50,000
	児童福祉	511,497	361,524	15,925	134,048	1,400
合 計		830,471	541,714	23,948	264,809	91,400